

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 3
- 徴収事務の委託（2件）【市民スポーツ局市民総務部戸籍住民課】 4
- 徴収事務の委託（2件）【教育委員会中央図書館運営企画課】 6

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定（2件）【技術監理局契約部契約課】 8
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 10
- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 15
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【技術監理局契約部契約課】 19
- 北九州広域都市計画事業旦過地区土地区画整理事業における使用収益停止通知の送付に代える公告【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 23
- 土地区画整理法の規定による書類の送付に代わる公告の掲示場所【建設局河川部神嶽川旦過地区整備室】 25

北九州市告示第 2 1 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項、第 4 6 条第 1 項及び第 5 3 条第 1 項の規定により、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 7 8 条第 1 号、第 8 5 条第 1 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 7 0 8 2 8 6	訪問介護サービス あき	北九州市八幡西区瀬板二丁目 1 0 番 1 5 号	株式会社あき	令和 5 年 5 月 1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 6 7 7 9 1 1 8 8	訪問看護ステーション えみのわ	北九州市小倉南区舞ヶ丘五丁目 1 3 番 1 号	株式会社 E P O	令和 5 年 5 月 1 日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 7 0 8 2 7 8	デイサービス あずき&ベリー	北九州市八幡西区瀬板二丁目 1 0 番 1 5 号	株式会社あき	令和 5 年 5 月 1 日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4 0 7 0 7 0 8 2 6 0	ケアプラン L a n e i g e	北九州市八幡西区熊西二丁目 5 番 4 0 - 1 0 5 号	株式会社 L a n e i g e	令和 5 年 5 月 1 日

北九州市告示第 2 1 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 5 年 5 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4 0 6 7 6 9 0 1 3 3	訪問看護ステーション F - a b d e c	北九州市門司区 二夕松町 1 番 2 7 - 2 0 1 号	株式会社 MA HALO	令和 5 年 4 月 3 0 日

北九州市告示第 2 1 4 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
地方公共団体情報システム機構	東京都千代田区一番町 2 5 番地	令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 1 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、若松高須郵便局及び八幡南郵便局における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
日本郵便株式会社	東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日 から令和 5 年 6 月 3 0 日まで

北九州市告示第 2 1 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
小倉南図書館	日本施設協会 ・図書館流通 センター共同 事業体 代表 者 株式会社 日本施設協会	北九州市戸畑 区汐井町 1 番 6 号	令和 5 年 4 月 1 日から 同年 6 月 3 0 日まで
八幡図書館	株式会社図書館流通センター	北九州市八幡 西区黒崎城石 1 番 1 号	

北九州市告示第 2 1 7 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、駐車場使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和 5 年 5 月 1 2 日

北九州市長 武 内 和 久

施設の名称	受 託 者		委 託 期 間
	名 称	住 所	
八幡西図書館	株式会社黒崎 コミュニテイ サービス	北九州市小倉 北区米町二丁 目 2 番 1 号	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第 291 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 12 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び予定数量  
軽油（軽油引取税免税・5 月分） 2 万 7, 700 リットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 4 月 20 日
- 4 落札者の名称及び住所  
ニチュ産業株式会社  
北九州市若松区藤ノ木二丁目 6 番 36 号
- 5 落札金額  
1 リットル当たりの金額 145.9 円に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 5 年 3 月 20 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

北九州市公告第 292 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 12 日

北九州市長 武 内 和 久

- 1 物品等の名称及び予定数量  
白灯油（5 月分） 26 キロリットル
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市技術監理局契約部契約課  
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日  
令和 5 年 4 月 20 日
- 4 落札者の名称及び住所  
ニチュ産業株式会社  
北九州市若松区藤ノ木二丁目 6 番 36 号
- 5 落札金額  
1 キロリットル当たりの金額 8 万 9 9 0 円に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日  
令和 5 年 3 月 20 日
- 8 落札方式  
最低価格による。

## 北九州市公告第 293 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 5 年 5 月 12 日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

普通消防ポンプ自動車（CAFS 付） 1 台

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 令和 7 年 3 月 28 日

#### (4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目 2 番 5 号

北九州市消防訓練研修センター

#### (5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

#### (6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第 1 章 1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

#### (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 入札を行おうとする購入品目又はこれの同等品について、平成25年4月1日以降に、国、地方公共団体等の官公署（外国の官公署を含む。）からの発注に対し、納入実績（シャーシ又は架装のみの納入実績は除く。以下同じ。）があること又は納入実績があるメーカーと代理店契約を締結していること。

(4) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(5) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和5年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月26日の午前9時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無

償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和5年6月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月2日の午前9時から4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和5年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和5年6月12日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。

）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月26日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和5年6月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年6月26日午後2時10分

## 6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Fire pumper with CAFS

Quantity: 1 unit

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 26, 2023

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 23, 2023

- (3) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第 294 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 5 年 5 月 12 日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
セントシティ北九州  
北九州市小倉北区京町三丁目 1 番 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
北九州都心開発株式会社  
北九州市小倉北区京町三丁目 1 番 1 号  
代表取締役 河島俊幸
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
北九州都心開発株式会社  
北九州市小倉北区京町三丁目 1 番 1 号  
代表取締役 古賀 渡  
他 2 2 者
    - イ 変更後  
北九州都心開発株式会社  
北九州市小倉北区京町三丁目 1 番 1 号  
代表取締役 河島俊幸  
他 2 1 者
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
株式会社コレット井筒屋  
北九州市小倉北区京町三丁目 1 番 1 号

代表取締役 田邊浩二

他 35 者

イ 変更後

リフォームスタジオ株式会社

東京都中央区日本橋浜町二丁目 6 2 番 6 号日本橋浜町 K ビル 10 階

代表取締役 牧 和男

他 60 者

4 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 5 年 4 月 26 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 9 月 12 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 9 月 12 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

（1） 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

（2） 住所又は所在地

（3） 連絡先電話番号

（4） 大規模小売店舗の名称及び所在地

（5） 意見

北九州市公告第 295 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 5 年 5 月 12 日

北九州市長 武内和久

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリーブシティ小倉

北九州市小倉南区上葛原二丁目 14 番 102 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

代表取締役 大山一也

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリーブ

北九州市若松区本町二丁目 17 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

他 69 者

(2) 変更後

株式会社サンリーブ

北九州市若松区本町二丁目 17 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

他 68 者

4 変更の年月日

令和 5 年 4 月 1 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 5 年 5 月 2 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 5 年 9 月 1 2 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 5 年 9 月 1 2 日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

## 北九州市公告第296号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和5年5月12日

北九州市長 武内和久

### 1 調達内容

#### (1) 購入品目及び数量

輸送車 2台

#### (2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

#### (3) 履行期限 令和7年3月28日

#### (4) 納入場所 北九州市小倉北区東港一丁目2番5号

北九州市消防訓練研修センター

#### (5) 入札方法 総価により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

#### (6) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

### 2 電子入札に関する事項

#### (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2(2)に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

#### (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注

者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

(3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

### 3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 物品を納入後、修理、点検、保守その他のアフターサービス及び部品供給について、長期にわたり適正かつ迅速に行える体制が整備されていること。

(4) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

### 4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和5年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

### 5 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び期間

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 期間 この公告の日から令和5年6月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月26日の午前9時から午後2時まで

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードする方法により交付する。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は、行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

この公告の日から令和5年6月1日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月2日の午前9時から4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

この公告の日から令和5年6月2日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

令和5年6月12日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後7時まで及び同月26日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に令和5年6月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 令和5年6月26日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

## 8 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Transport vehicle

Quantity: 2 units

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system:

2:00p.m., June 26, 2023

For tenders submitted by mail:

5:00p.m., June 23, 2023

(3) For further information, please contact: Contracts Division,  
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第297号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第1項の規定による北九州広域都市計画事業且過地区土地区画整理事業における使用収益停止の通知は、送付を受けるべき者がその書類の受領を拒んだので、同法第133条第1項の規定により当該通知の書類の送付に代えて、その内容を別表及び別図のとおり公告する。

令和5年5月12日

北九州広域都市計画事業且過地区土地区画整理事業

施行者 北九州市

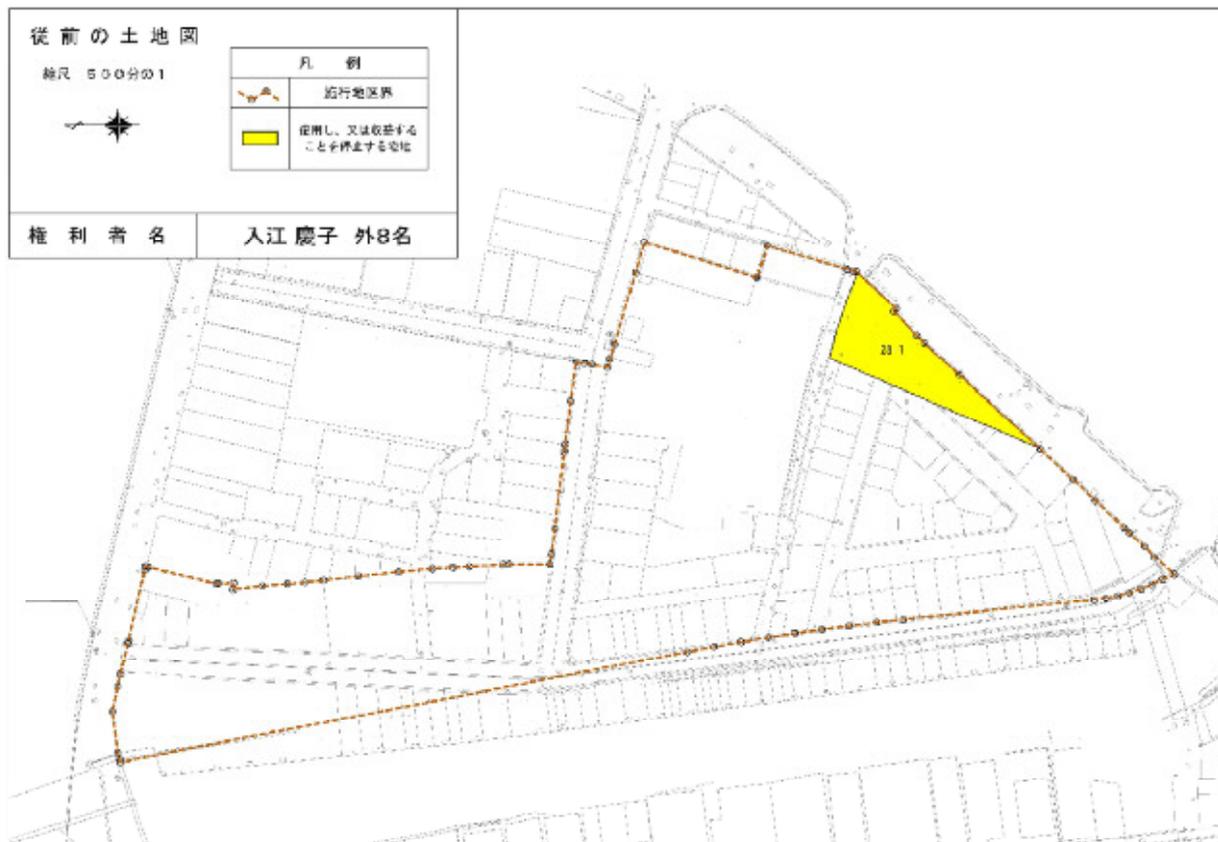
代表者 北九州市長 武内和久

別表

通知を受けるべき者の氏名		入江 慶子
使用し、又は収益 することを停止す る宅地	所在地番	北九州市小倉北区魚町四丁目28番1
	登記地目	宅地
	登記地積	267.66㎡
	基準地積	267.66㎡
使用し、又は収益することを停止する日		令和5年5月31日
<p>教示</p> <p>1 この処分について不服があるときは、この処分を知った日の翌日から起算して3箇月以内に福岡県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています）。</p> <p>2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分を知った日の翌日から起算して6箇月以内に北九州市（訴訟において北九州市を代表する者は、北九州市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求</p>		

をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別図



北九州市公告第 298 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 133 条第 1 項の規定による下記の者に対する書類の送付に代わる公告の内容を、同条第 2 項の規定により準用する同法第 77 条第 5 項の規定により、北九州市小倉北区魚町四丁目 5 番 3 号にある掲示板に掲示する。

令和 5 年 5 月 12 日

北九州市長 武 内 和 久

記

住所	氏名
北九州市小倉北区魚町四丁目 5 番 1 号	入江慶子